経営所得安定対策及び日本型直接支払の確立に向けた要請

政府・与党は現在、経営所得安定対策の見直しと日本型直接支払の創設に向けた検討を行っている。

この度の検討は、その内容を法定化し、将来にわたり、農地をフル活用し農業・農村の持つ多面的機能を維持・向上するためのものであり、農業者のみならず国民にとっても非常に重要である。

ついては、下記の点に留意した政策を構築・推進されるよう要請 する。

記

I. 経営所得安定対策の見直し

1. 需要に応じた主食用米の生産の推進

米は、その20~25%が親族等から無償提供(米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」より)されているなど、複雑かつ特別な流通形態にあり、民間による需要や在庫の把握は極めて困難である。

このような中にあって、需要に応じた作付を生産者自らが判断することは極めて困難であり、一時的であれ、需要と供給のバランスが崩れれば、専業的に経営を行っている担い手が最も経営的に打撃を受ける。

主食用米については、食料安全保障の観点からも安定的かつ 計画的に生産される必要があり、生産調整の実施にあたっては、 引き続き、国がしっかりと関与すること。

また、平成25年6月末在庫が前年に比べ46万トン増となっている中、国の関与が低下するような印象を市場に与えれば26年産は作付前から価格の暴落が懸念されるので、見直し内容の周知徹底を早急に図るなど遺漏のない対応を図ること。

2. 米の直接支払交付金の見直しにあたっての経過措置

米の直接支払交付金を見直す場合、これを原資とした設備投資や雇用を行っている経営体が急激な変化により破綻を来さないよう、十分な経過措置を講じること。

3. 水田フル活用に向けた対策の確立

(1) 地域の特色と主体性を重視した振興策について

地域の実情に応じた振興策を確立するため、関係機関・団体で構成する「地域農業再生協議会」の機能を強化すること。

その際、地域の主体性が活かされるよう、十分な「産地交付金(仮称)」を措置すること。とりわけ、条件不利地域では、現に耕作されている農地でも受け手のない農地もあることから、条件不利を補填しうる加算が可能となるよう配慮すること。

(2) 新規需要米等の生産拡大に向けた振興策について

食料自給率の向上に向け、水田における麦、大豆、飼料用米等の生産拡大が図られるよう、反収増加にインセンティブを持たせるなど十分な振興策を講じること。

その際、安心してこれらの作物を生産できるよう、その支援 水準を長期的に固定化すること。

また、新規需要米の生産拡大のためには実需者とのマッチングが不可欠であり、国がその具体的な需要量の情報を精査・分析を行うとともに、確実な結びつきが実現するよう国と地方が一体となった需要の掘り起こしと結びつきの支援を行うこと。また、地域農業再生協議会で需要に対するロットの取りまとめを行うなど小規模農業者でも取り組みやすい仕組みが必要である。

3. 作況変動による過剰米の処理対策の復活

主食用米については、備蓄により不作時の価格暴騰対策が手当 てされている一方で、作況変動に対応する過剰米処理対策(集荷 円滑化対策)が廃止されたままとなっているので、その復活を行 うこと。

4. 新たな担い手・経営対策の確立

(1) 収入減少影響緩和対策の継続と所得の下支えとなる制度の確立 農産物価格の下落の影響を緩和するため、担い手を対象とし た収入減少影響緩和対策を継続すること。

また、収入減少影響緩和対策は米価の下落傾向が続く場合は 補填額も下落し続け、結果的にセーフティネットにならない欠 点があるので、地域の担い手となる農業経営者の所得が落ち込 み続けることのないよう、現在検討されている「収入保険」に ついては、地域の他業種も含めた平均所得と同水準の所得が確 保されるなど、真に所得の下支えとなるものとすること。

(2) 担い手・経営対策における認定農業者制度の一層の活用

担い手・経営対策の展開にあたっては、農業経営基盤強化促進法に基づき、自らの手挙げにより経営改善を進めていく「認定農業者制度」を基本とすること。また、その支援策については、一律でなく、個々の経営能力や経営発展段階に応じた充実を図ること。

Ⅱ. 日本型直接支払制度の早期創設

農業・農村の持つ多面的機能を維持・向上させるため、都市 農地を含めた全ての農地を対象とした日本型直接支払制度を早 期に創設すること。

なお、現状、「農地・水保全管理支払」の事務を担い手が請け 負っている場合も多く、かなりの負担になっていることから、 地域の高齢化が進む中、出役負担の集中化とあわせ、これが過 大なものとならないよう適切な措置を講じること。